

申立事案からみた年金記録確認に係る課題

- 平成 23 年 6 月の「年金記録確認第三者委員会報告書」において、「申立事案からみた年金記録確認に係る課題」として、以下の提言を行ったところ。

① 新たな年金記録の誤りの発生を防ぐこと

- ・ 誤りが生じる原因の分析・問題の所在の検討を踏まえて、誤りの発生防止策・生じた誤りの迅速な発見・訂正策を講じ、強化することが必要
- ・ その際、運用上の対応のほか、必要な場合は制度の見直しを行う必要

② 年金記録の自己確認を支える仕組みを充実すること

- ・ 個人差があることを踏まえ、年金記録の自己確認を支援・促進する取組が必要
 - * 被保険者等からの相談の場の増加
 - * 給与明細書の標準報酬月額の記事などの被保険者への分かりやすい情報提供
 - * 学校教育や企業内の年金研修の推進 など
- ・ 現行の厚年法に、被保険者が標準報酬月額等の改定等を請求する仕組みが規定されていない点について見直しが必要

厚生労働省・日本年金機構提出資料

年金記録問題の再発防止策及び 年金記録提供サービスの概要について

- 1. 今後の記録の正確性確保対策 1
- 2. 年金記録提供サービスの概要 2

平成24年7月4日

厚生労働省年金局

日本年金機構

1. 今後の記録の正確性確保対策

1. ご本人による記録確認

(1) 節目年齢を除き「ねんきん定期便」のはがき化

- ・確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。

(2) 「ねんきん定期便」等のインターネットによる通知

- ・「ねんきんネット」の利用者について、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知（電子版ねんきん定期便）を開始する。

2. 基礎年金番号の重複付番への対策

- ・25年4月を目途に、基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目が一致する番号が既にある場合、重複付番の疑いがないとの確認ができない限り通常の付番を行わない取扱いとする。
- ・既に重複付番の疑いのある3項目が一致する基礎年金番号については、本部において、同一人の判定を行い、24年度は受給者分の、25年度は加入者分の重複付番の解消を進める。

3. 届出書の電子化等

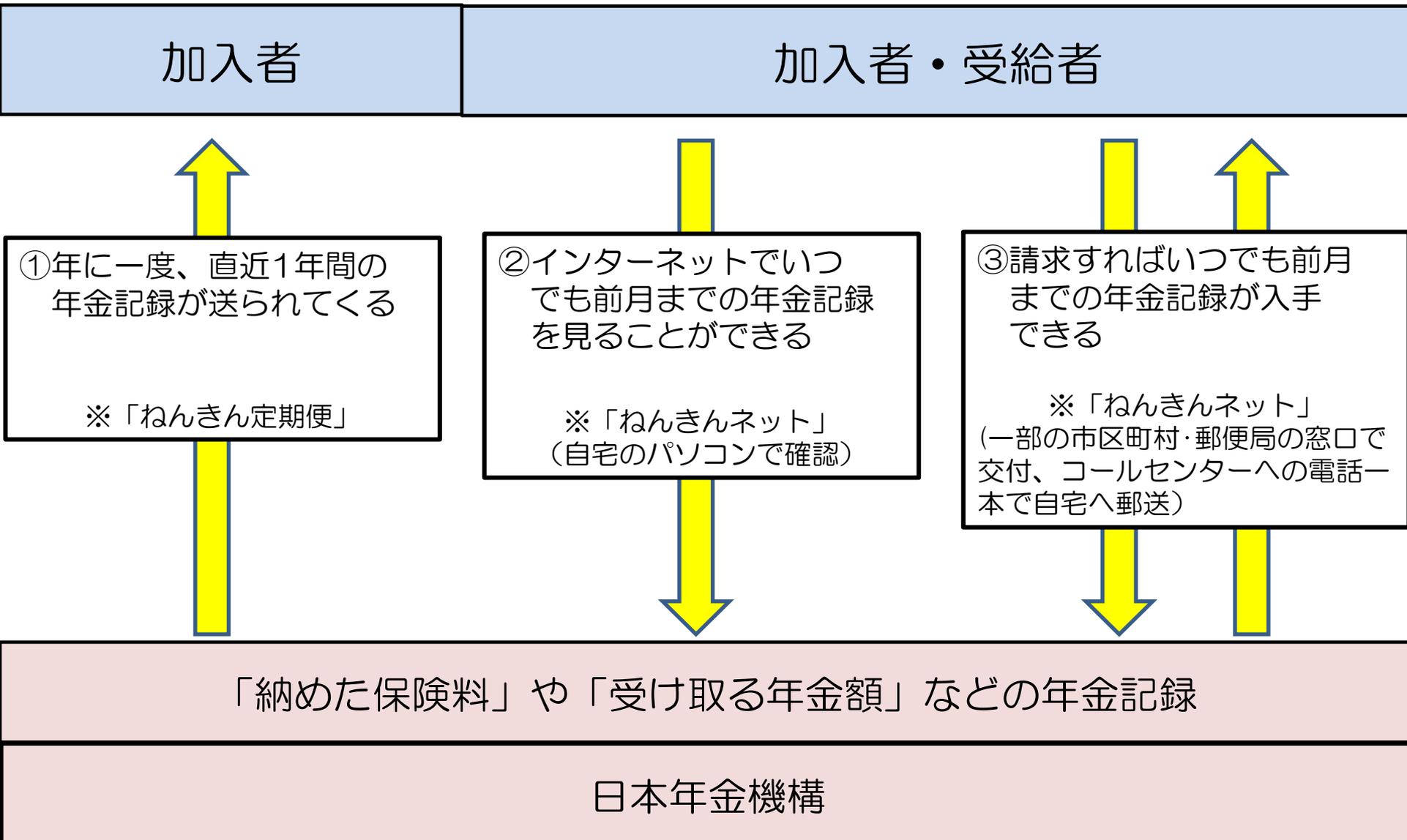
- ・届出書の電子申請や電子媒体による届出を促進するとともに、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。

4. 厚生年金基金への記録情報の提供

- ・国の保有する記録を、定期的に厚生年金基金に情報提供する仕組みについて、厚生労働省の検討結果を踏まえ26年度を目途に開始すべく準備をする。

2. 年金記録提供サービスの概要

年金記録提供サービスの概要（1）



年金記録提供サービスの概要（2）

		頻度	対象者	特性
郵送	ねんきん定期便 ① (注)	年1回 誕生月に送付	被保険者 (節目年齢を除く)	✓ 直近1年分の年金記録を毎年度郵送
			節目年齢の被保険者 (35、45歳、58歳)	✓ 全期間の年金記録を節目年齢に郵送
インターネット (自宅パソコン)	ねんきんネット ②	24時間いつでも 閲覧可能	被保険者 ・ 受給者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インターネットでの情報提供のため、いつでも年金記録を確認することができる。 ✓ 月次更新の年金記録を照会することができる。 ✓ 未加入・期間重複等、ご確認いただきたい記録を色つきで表示し、注意喚起することが可能。 ✓ ユーザIDの取得が必要
電話 (郵送)	コールセンター ③	ご本人から 随時申し出		✓ 平成23年10月から年金記録の郵送対応を実施中
窓口	市区町村 ③			✓ 約500の市区町村で「ねんきんネット」の記録の交付を実施中
	郵便局 ③			✓ 204局の郵便局で「ねんきんネット」の記録の交付を試行実施中
	年金事務所		✓ 社会保険オンラインシステムで管理している直近の年金記録を確認可能	

(注)①～③は、前ページの①～③に対応している。

「ねんきん定期便」の概要（１）

年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を確保するため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。

根拠規定等

- 国民年金法 第14条の2、厚生年金保険法 第31条の2
- 平成20年6月27日開催 年金記録問題に関する関係閣僚会議

通知する情報

- ① 年金加入期間
- ② 年金見込額（50歳未満の方は加入実績に応じた年金見込額を、50歳以上の方は「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額を提供）
- ③ 保険料の納付額
- ④ 年金加入履歴
- ⑤ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額
- ⑥ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況

※節目の年齢（35歳、45歳及び58歳）の方には全期間を、その他の年齢の方には直近の1年間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせ。なお、平成21年度においては、すべての方に全期間の年金加入記録及び保険料納付状況をお知らせした。

事業実績

- 平成21年度においては、記録問題の解決のため、全加入者に対し個々人の全加入期間のデータをねんきん定期便で送付し、その結果、142万人の方から年金記録の調査の申し出をいただいたところ。
- 平成22年度より、節目年齢（35、45、58歳）の方に、全加入期間の記録を送付。節目年齢以外の方には、直近の1年分の記録を送付。

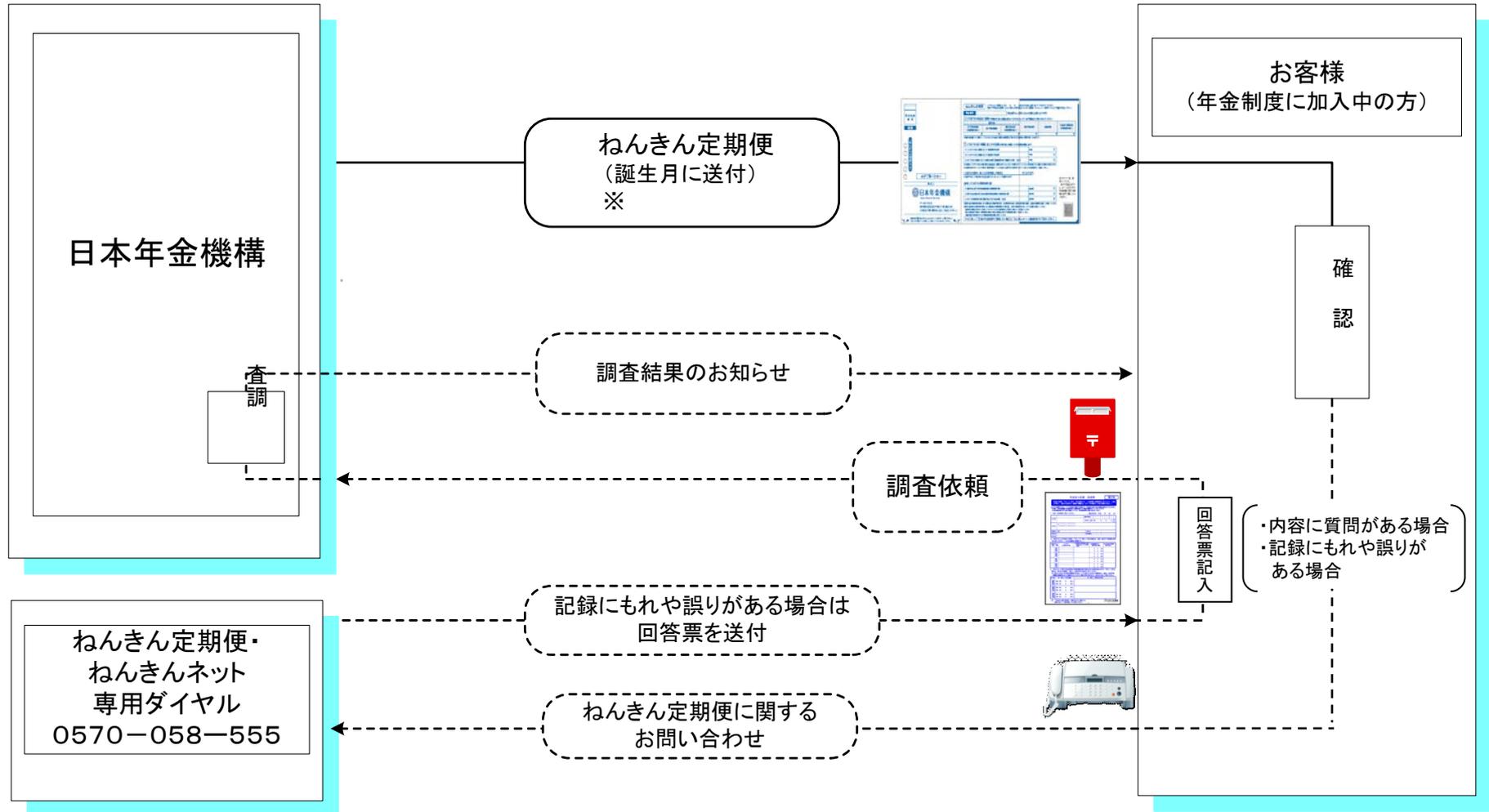
送付実績

平成21年度	6,676万件	平成23年度	6,525万件
平成22年度	6,610万件		

直近の状況

- 平成24年4月から、節目年齢（35歳、45歳、58歳）以外の方のお知らせを封書形式から、確認していただきたいポイントをわかりやすく表示したはがき形式に変更。
※節目年齢については、従来どおり封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知。
- また、「ねんきんネット」の利用者に対し、「ねんきん定期便」のインターネットによる通知（電子版ねんきん定期便）を開始。

ねんきん定期便の概要（2）



※ 23年4月から、ねんきんネットのユーザID・パスワードを取得するためのアクセスキーをねんきん定期便で配布。
24年4月から、希望された方については、郵送に代えて、インターネットを通じた通知を可能としている。

「ねんきんネット」の概要について

目的	<p>[1]国民サービスの向上 自宅に居ながらにして、自分の年金記録の確認を可能とする。</p> <p>[2]年金記録問題の解決 行政側からのアプローチ（紙台帳との突合せ等）に加えて、国民の側からの記録確認の主要ツールとする。</p> <p>[3]年金業務の効率化 各種通知を電子化するなど業務の効率化を行う。</p>
根拠規定等	<p>➤ 厚生労働大臣が定める「日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標」（中期目標）における「常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供」の実施</p>
通知する情報	<p>➤ ねんきん定期便とほぼ同等の情報を提供 ① 年金加入期間 ② 年金見込額 ③ 年金加入履歴 ④ 厚生年金の期間の月毎の標準報酬月額、賞与額、保険料納付額 ⑤ 国民年金の期間の月毎の保険料納付状況</p> <p>➤ 「年金振込通知書」や「年金支払通知書」など年金の支払いに関する通知書を提供（電子版） ① 年金決定通知書・支給額変更通知書 ② 年金振込通知書 ③ 年金支払通知書 ④ 年金額改定通知書 ⑤ 源泉徴収票（25年1月予定）</p>
事業実績	<p>➤ ユーザID発行数 約95万件</p> <p>➤ インターネットへの照会件数 約180万件 ※平成24年6月16日現在</p>
今後の予定	課題 <p>➤ 「ねんきんネット」を相談窓口やコールセンターと並ぶ業務の柱とするための利用者の拡大及び機能の拡充</p>
	対応 <p>○ 平成25年1月を目途に、「もれ」や「誤り」が気になる方を対象に、年金記録をご確認いただくキャンペーンを開始する。</p> <p>○ 「ねんきんネット」のユーザID取得促進を図るため、受給者の方に対しても、平成25年1月を目途に「アクセスキー」を送付する。</p> <p>○ 合わせて、利用者のニーズに合った機能を追加</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事後納付等を行った場合の年金額試算・ 5000万件の未統合記録等の検索

「ねんきんネット」サービスのポイント

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件(平成25年1月実施予定)

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「振込通知書」等を電子メールでお知らせ

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成5年度	43歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成6年度	44歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※ 「各月の年金記録」をクリックすると、船員保険に加入していた月を表示し、船員保険に加入していない月を表示してあります。

クリックすると
詳細を表示します。

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	XXX,XXX円
標準賞与額	---

※「ねんきんネット」は、平成23年2月から日本年金機構のHPにて提供中のサービス。